

幼稚園等 ICT 化支援補助事業概要

1 補助対象園

- (1) 学校法人立の私立幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園
- (2) 社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園

2 補助対象事業

保育 DX の推進等を踏まえ、幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するシステム導入や端末の購入等に必要となる経費

3 補助対象経費

- ① 以下の I～IV に掲げる機能を 1 つ以上有する教員等の業務負担軽減に必要な情報システムに関する (a)～(c) の経費
 - I. 教育に係る計画・記録に関する機能
 - II. 園児の登園及び降園の管理に関する機能
 - III. 保護者等の連絡に関する機能
 - IV. キャッシュレス決済に関する機能
 - (a) ①のシステムに関する導入経費、改修費、リース料、保守費。
 - (b) ①のシステムで利用する端末や備品等の購入費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等。（備品の設定費用及びリース料は対象外。通信環境整備に係る設定費用は対象です。）
 - (c) ①のシステムで利用するパソコン・タブレット等の備品の購入費やリース料、当該備品の動作に必要な付属品や消耗品の購入費。
※ (b) 及び(c) について、当該備品等がなければシステムの機能を使用できないことが説明できるものであれば対象とする。
- ② 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）に基づく犯罪事実確認及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）に基づくデータベース活用等を実施するための端末等の購入費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等。（リース料は対象外。通信環境整備に係る設定費用は対象です。）

4 交付基準額等

- (1) 交付基準額：1 施設当たり 1,000 千円（6 学級以下）
1,500 千円（7 学級以上）
- (2) 補助率
1/2

（裏面もご確認ください）

(3) 学級数の考え方

○幼稚園

令和8年5月1日現在の学校基本調査で報告した実学級数又は認可学級数のどちらか少ない数

○認定こども園

(令和8年5月1日現在の学校基本調査で報告した実学級数又は認可学級数のどちらか少ない数) + (令和8年5月1日現在の3号園児学級数)

※3号園児学級数の計算方法

(0歳児在園児数) × 1/3 + (1～2歳児在園児数) × 1/6

5 補助対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

6 留意事項

- (1) 幼児教育の質の向上を目的とした ICT 化の促進を行うための事業であり、その他の補助事業と重複して実施することはできません。
- (2) 昨年度に本補助金の交付を受けた園は申請年度から原則5年間申請できません。
- (3) リース料や保守費及び通信費等は申請年度にかかる費用のみを対象とし、既に導入済のシステムや端末等にかかる費用は対象外です。(既存システムに追加機能を導入する場合は、追加機能にかかる部分のみ対象)
- (4) 備品は「3 補助対象経費」に記載の I～IVの機能を持ったシステムで当該備品がないとシステムが使用出来ないものに限り。(I～IVの機能を持ったシステムで利用するものが対象です。)
- (5) 園で導入するシステムや機器についての内容を記載した見積依頼書(兼仕様書)を必ず作成して提出してください。
- (6) Wi-Fi ルーター設置等の通信環境の整備にかかる経費も対象としますが、大規模な改修工事を伴わないものに限り。
- (7) システム、パソコン・タブレット、通信環境整備にかかる設定費は補助対象ですが、その他の備品の設定費は対象外です。